

自然再生推進法
に基づく協議会
の設立に向けて

みんなで取組む 自然再生



失われつつある 地域の自然を取り戻したい!

自然の恵みを享受できる
持続可能な社会をつくるために

① 自然の力



地域の自然が自分たちにどのような恵みを与えてくれているのか考えてみましょう。

そして、地域の自然を豊かにする想いを皆さんで共有しましょう。

→ できることからはじめよう

② 地域の和



地域の自然をどのようにしていくのか、それは行政だけでは決めることが困難です。

その地域の自主性・主体性を尊重し、地域の皆さんで考え、合意形成を図りましょう。

→ お互いを尊重しあいましょう

③ 連携の礎



様々な主体が連携して取り組んでいくことが、取り組みの継続性の観点からも重要です。

積極的に情報発信を行い、連携のきっかけを作りましょう。

→ 地域を盛り上げていきましょう

④ 科学の目



自然を相手にするので、思わぬ結果が生じることが多々あります。

皆さんで変化を見守り、ときに専門家の意見を踏まえながら取り組んでいきましょう。

→ 長い目で見ましょう

自然再生協議会を通じて、 自然再生の活動に取組んでみませんか？

自然再生　失われた自然を、地域の人たちの手で取り戻す取組

■自然再生とは

過去に損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的として、関係行政機関、関係地方公共団体、地域住民、特定非営利活動法人、自然環境に関し専門知識を有する者等の地域の多様な主体が参加して、河川、湿原、干潟、藻場、里山、里地、森林その他の自然環境を保全し、再生し、若しくは創出し、又はその状態を維持管理すること。

（自然再生推進法第2条）

良好な自然環境
が現存している場
所においてその状
態を積極的に維
持する行為



自然環境が損なわ
れた地域や二次的
な自然環境が劣化し
た地域において自
然環境を取り戻す
こと

再生された自然環
境を維持するため
に必要な管理を行
うこと

都市など自然環
境が失われた地
域において緑の空
間の造成などによ
り、地域の自然生

■自然再生協議会とは

自然再生協議会は、地域の自然再生に関心や関わりを持つ様々な主体が参加して、地域の将来像について合意形成を図るための協議を行い、それぞれの参加者が連携協力しながら自然再生の取組を推進することを目的とした集まりです。

自然再生協議会では、地域の自然再生に活動に参加しようとする人すべてが、共通の目標のもとで対等な立場で話し合うことができるなど、地域に根ざした幅広い取組を進めることができます。

なぜ自然再生に取組むのでしょうか？

～世界の目線、地域振興の目線から～

自然再生は、SDGsのゴール達成の手段にも

■ 持続可能な開発目標(SDGs)とは

持続可能な開発目標(SDGs:エスディージーズ)は、平成27年9月ニューヨークの国連本部において193の加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に位置づけられた国際目標であり、世界全体で2030年を目指して明るい未来を創るために17のゴールと169のターゲットで構成されています。

SDGsの、17のゴールにはエネルギー、持続可能な消費と生産、気候変動、生物多様性等、多くの環境関連の目標が含まれており、SDGsのゴールの達成のために自然再生に取組んでいくことが大変重要となります。



SDGsには、複数の課題を統合的に解決することを目指すことや、森林、土壌、水、大気、自然資源等、自然によって形成される自然資本を活用することがゴールの達成に深く関わることが示されているなど、1つの行動によって複数の側面における利益を生み出すマルチベネフィットを目指すことといった特徴を持っています。

このため、自然再生の取組の実施の観点からも、SDGsの目標の実現が地域の課題解決にも直結することを十分認識し、後述する地域循環共生圏の構築の取組等と併せて、関係者間で目標に向けた共通言語としてSDGsのゴール等を活用することによって、各々が当事者意識を持って課題に取組み、地域の課題解決を促進することが期待されます。

また、企業によるSDGsへの取組を推進する動きが広がりつつあります。このため、自然再生の取組においてもSDGsのゴール等を取り入れることにより、企業などとの連携も図りながら、国際的な目標の達成を推進していくことが重要となっています。

持続可能な社会の実現

Point!

自然再生の取組は、持続可能な開発目標SDGsの目標達成にも寄与するものです。寄付や活動支援などに関心のある企業との連携を図りながら、自然資本を活用して地域の活性化を図っていくことが、持続可能な社会の実現のために重要となってきています。

SDGsの国際目標を地域循環共生圏の考え方で

■ 地域循環共生圏の構築

環境・経済・社会の統合的向上の具体化の鍵の1つとなるのが、第5次環境基本計画で新たに提唱された「地域循環共生圏」の考え方です。

地域には、少子高齢化、人口減少等に起因する課題が顕在化している一方、美しい自然景観等、地域ごとに多様な資源のポテンシャルが存在しています。地域こそが、環境・経済・社会の統合的向上モデルの実践の場となりうるのであり、環境政策を通じて、各地域が自らの地域資源を最大限活用しながら、自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて近隣地域等と資源を補完し支え合う取組を推進することとしています。

これは、農山漁村も都市も活かす、我が国の地域の活力を最大限に發揮する構想です。

図1 地域循環共生圏について

地域循環共生圏
環境と経済・社会問題の統合的向上、地域資源を活用したビジネスの創出や生活の質を高める「新しい成長」を実現するための新しい概念であり、日本発の脱炭素化・SDGsの実現に向けた考え方。



事例紹介: 楢野川河口域・干潟自然再生協議会の取組

「ふしの干潟いきもの募金」では、①多様な生き物の生息場の保全、②良好な水環境の維持、③地域の水資源の復活、④自然に親しむ場の提供の四つのキーワードを目標に設定し、協議会委員の活動に対して、地域住民・団体・企業等から幅広く、継続的に協力を得ることを目指しています。また、漁業組合の協力により、アサリ販売の収益や潮干狩り参加料の一部が募金に寄付される仕組みも始まりました。さらに、募金箱の設置等(写真)の募金活動により、金融機関、道の駅、飲食店・小売店等ともつながりができ、より多様な主体に活動を応援してもらえるきっかけにもなっています。



自然再生協議会を設立すると どんなメリットがあるの?

~ 実例に基づく「自然再生推進制度」の上手な使い方 ~

協力 様々な主体の意見や協力を得られやすい

- ・ 共通目標のもと価値観の異なる人たちと対等に議論する場ができます。
- ・ 地域住民やNPO法人、専門家等が自然再生全体構想作成の段階から参画するなど、地域の自主性を尊重した取り組みを行うことができます。

体制強化 法に基づく体制基盤の強化

- ・ 国が運営する、様々な専門の有識者からなる自然再生専門家会議から助言をいただく機会があります。
- ・ 1団体の取り組みではなく、地方公共団体や国の行政機関も参加することで、様々な施策等により体制の基盤が強化されます。
- ・ 様々な主体が多様な取り組みをしていく中で、自然再生という一本のスジが通った取り組みができます。
- ・ 環境省担当官と直接、相談を行えることで、必要な助言、様々な情報提供が得やすい環境となります。

発信 活動を全国に向けて発信できる

- ・ 環境省のホームページやパンフレットにおいて、活動内容を紹介する機会が増え、全国的な認知度が向上します。
- ・ 地方公共団体の広報誌や新聞などのメディアに取り上げてもらう機会が増えます。



ボランティア参加や募金にもつながる

自然再生推進法にもとづく協議会を設立することによって、企業からの寄付やボランティアとしての活動支援、行政が必ず構成員として加わるから活動費を得やすいなどのメリットがあります。

Point!

ネットワーク 全国の先進地とのネットワークが持てる

- ・ 日本全国の自然再生協議会とつながりができ、事例の共有や相談などの情報交換ができます。
- ・ 他地域の専門家に来てもらう等、人材の交流が生まれる可能性もあります。



組織連携 各々の組織の仕組みに位置づけやすい

- ・ ただ会議に参加しているというだけでなく、組織の仕組みに位置づけることで、より主体的な参加が期待できます。
- ・ それぞれの参加主体がこれを基にして責任を持って取り組む意識が高まります。

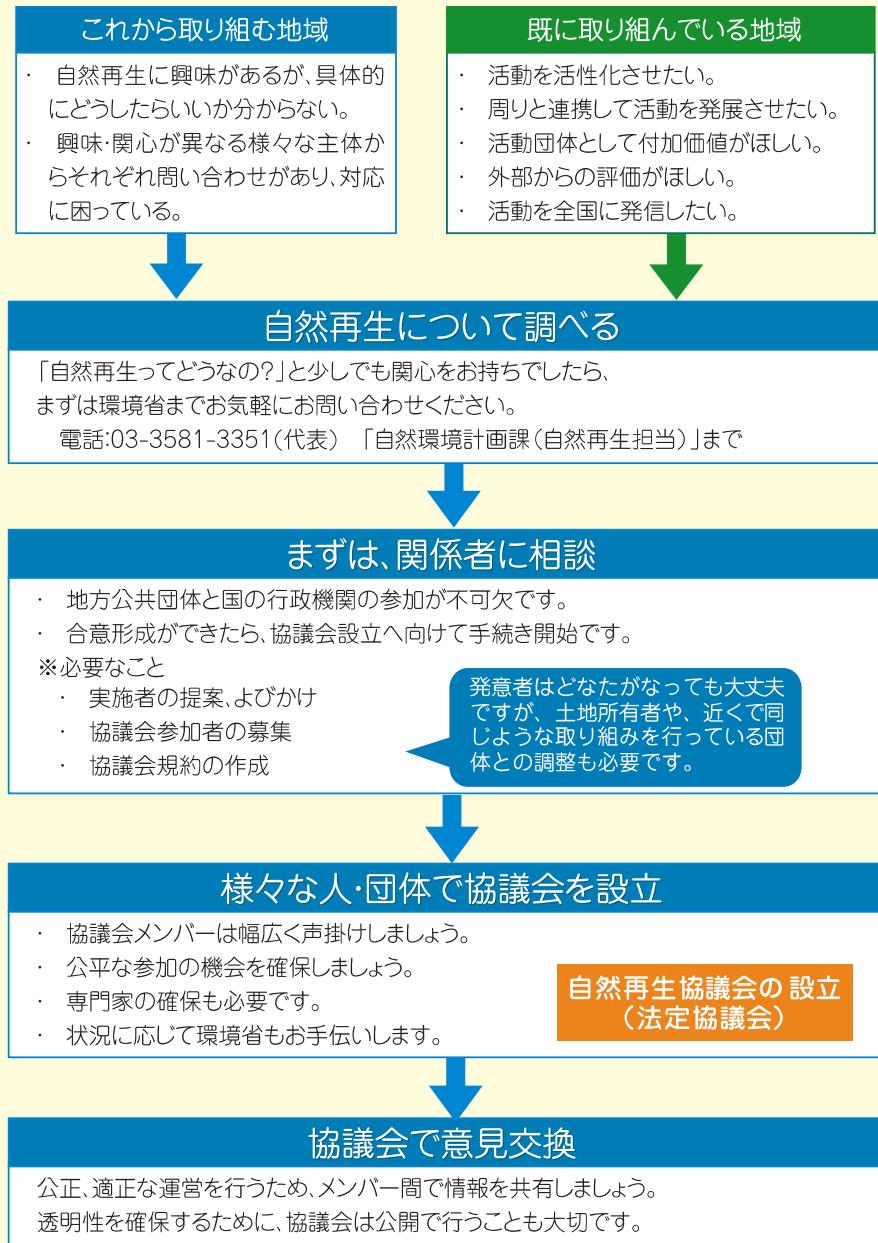
発展 活動の相乗効果が生まれ取組が発展

- ・ ただ会議に参加しているというだけでなく、組織の仕組みに位置づけることで、より主体的な参加が期待できます。
- ・ それぞれの参加主体がこれを基にして責任を持って取り組む意識が高まります。

発展 異なる主体間での意識の共有化によって 新たなアイデアが生まれる

- ・ 普段交流のない方々が、お互いの立場や考えを尊重・配慮しながら自然再生に取り組むことで、信頼関係を構築できます。
- ・ それにより、新たなアイディアや連携施策が提起され、取り組みの活性化が期待できます。

具体的には、 どうやって進めればいいの？



目指す自然の姿を共有する

Point!

様々な団体や個人が、目指す自然の姿を共有することが重要です。

そのためには、地域でいきものを観察している人や清掃活動をしている人、また農林水産業の人などと一緒に話しあいましょう。

少しずつ前へ。活動の継続

- 「一度体制ができたら、継続が楽になった。」
- 「自然が再生されると同時に地域内での対話も増えた。」といった声も届いております。

成果を確認。順応的管理

- 自然環境の変化を把握するため、地域住民にも積極的に関わってもらうなどして継続したモニタリングを行いましょう。

さあ、事業を実施しましょう

- 様々な他の主体と連携したり、全国の自然再生協議会の取り組み内容を参考にするなど、活動の幅を拡げていきましょう。

どこで、何を。実施計画の策定

- 全体構想を踏まえ実施者が作成した計画については、協議会で議論し、認識の共有を図りましょう。
- 【実施計画に必要な項目】
- ①対象区域
 - ②事業内容
 - ③周辺地域の自然環境との関係と保全上の意義・効果
 - ④モニタリング計画
 - ⑤その他必要事項

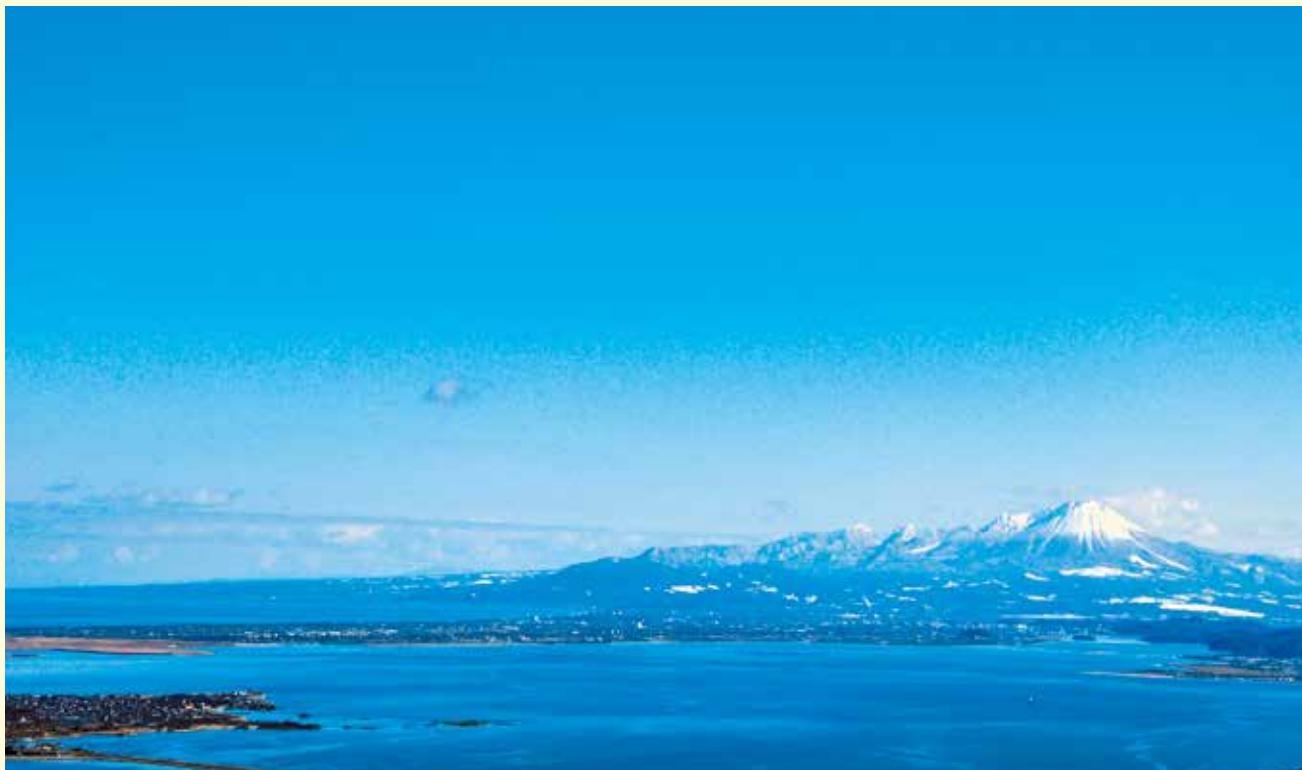
主務大臣及び都道府県知事に写しを送付

自然再生専門家会議からの助言

目指す姿を共有する全体構想の策定

- 協議会の総意として全体構想を策定することが必要です。
 - 地域の自然について把握する必要もあるので、専門家の協力を得ながら事前に科学的な調査を行いましょう。
 - 全体構想の内容は、参加者全員で議論してつくりましょう。
- 【全体構想に必要な項目】
- ①対象区域
 - ②自然再生の目標
 - ③参加者とその役割分担
 - ④その他必要事項

中海自然再生議会の取組



再生 目標

豊かな汽水湖の環境と生態系、そして心に潤いをもたらすきれいな自然を取り戻し、かつての中海の自然環境や資源循環の再構築を目指す。

NPOの発意により設立し、NPOが事務局を運営する自然再生協議会

中海は島根県と鳥取県にまたがる汽水湖で、かつては高い透明度とアマモ・オゴノリ等の藻場が広がる、生物が豊かな湖でした。しかし、戦後の干拓・淡水化事業や土地造成のための浚渫等の影響により、浅場が消失し、水質が悪化していました。

中海自然再生協議会は、平成19年に設立した「NPO法人自然再生センター」が発意者となり、全国初のNPO発意の自然再生協議会として誕生しました。

平成24年に同法人が認定NPO法人格を取得し、協議会の事務局として、また、自然再生事業の実施者として地域の多様な主体との連携のもと、活発な取り組みを行っています。なお、事務局が民間団体であっても、法に基づく協議会のもと、島根・鳥取両県をはじめとする行政機関の積極的参加が行われています。



5つの推進の柱(大きな目標)

- 1) 水辺の保全・再生と汽水域生態系の保全
- 2) 水質と底質の改善による環境再生
- 3) 水鳥との共存とワイルドユース
- 4) 将来を担う子ども達と進める環境学習の推進
- 5) 循環型社会の構築

包括的地域再生

Point!

目の前の自然だけでなく、再生したい自然をつくる社会を想定し、文化・意識・社会構造を含めて一体的に地域を再生するという考え方。
自然再生を進めていくには、多様な主体がかかわりながら、複数の価値の実現をはかる順応的ガバナンスの実現が必要です。

協議会によって、様々な目的を持つ主体が連携する (行政・民間団体・企業・研究者)

中海の自然再生を継続していくためには、中海の自然の恵みを地域の人々が享受し、そこに適切に手を加えて次世代に引き継ぐ「里海」の地域づくりが必要です。協議会が組織化され、それぞれの活動主体が活動を認識し、対等に議論ができる場が生まれました。例えば、オゴノリ(藻)の復活は、農地還元の取り組みを通じて、農業、福祉、地元の学校、地域住民等との連携が拡がっています。



また、中海の水質悪化の原因の1つである浚渫窪地の環境修復事業は、自然再生推進法に基づく協議会がプラスに働きました。事業の協力者である中国電力(株)にとっては、法律に基づく協議会である事、循環型社会の形成に向けた取り組みに合致している事、研究者、地域住民を巻き込んでいる事などが、組織内での信頼につながり継続して連携を図る素地ができました。

この実証事業によるモニタリングで環境修復の成果を評価し、成果を基に永久的な水質浄化につながるよう他の企業と協議会が連携し、議論を進めています。

自然再生から地域再生へ

現在、自然再生協議会の事務局である自然再生センターは、本来の地域貢献という目的に活動しています。自然再生協議会は、議論する場であるという考え方と、イベント等の実施は自然再生センターというNPOの仕事として区別しています。

NPOでは、住民・企業・行政・専門家等と連携し、中海・宍道湖を含む流域の自然環境の再生と、NPOでは、住民・企業・行政・専門家等と連携し、中海・宍道湖を含む流域の自然環境の再生と、かつての湖と人々の親しい関係を再構築するための活動を行うことにより、豊かな恵みを感じられる持続可能な社会の実現に貢献することを目的として、人材育成、普及啓発、資金計画、広報、調査研究、協議会運営の各事業部門を設けて、活動を行っています。



三方五湖自然再生議会の取組



再生目標

かつての生きもののにぎわいと、人のにぎわいを取り戻すため、先人の知恵と努力に感謝し、湖と人、人と人の関わりを見直しながら、将来にわたって三方五湖の恩恵を受けることができる誇りある地域社会の実現を目指す。

三方五湖は、ラムサール条約に基づく登録湿地のほか、若狭湾国定公園、国の名勝、県の鳥獣保護区に指定されるなど、福井県を代表する傑出した美しい風景地であり、ハス、イチモンジタナゴ、タモロコなどの貴重な魚類多様な生きものの宝庫です。

一方で、現在の三方五湖は、水質汚濁が進み、湖岸では魚類など多様な生きもののすみかとなる植生帯は激減し、さらには、オオクチバスやブルーギルなどの外来生物の増加がめだつようになった。このような背景のもと、行政、地元住民、市民、研究者、各種団体等、多様な主体が三方五湖流域とその周辺地域における自然再生を実現するために、平成23年「三方五湖自然再生協議会」を設立されました。

科学的な知見に基づく順応的管理と活発な活動の共有

三方五湖では、湖・農地・植物・魚類など様々な自然を対象として6つの部会を作り活発な活動を行っています。

その中では、関係者それぞれが研究者とともに、順応的管理を行うとともに、ニュースレター、年数回の全体会議などを通じて、個々の部会がどのような活動を行い、どのような課題を抱えているのか共有を図っています。また、研究者は、モニタリング手法の検討、モニタリング結果の検証、環境学習での講師などを行うことで、地域へ研究結果を還元し、活動をより発展させています。

麻機遊水地保全活用推進協議会 の取組



再生 目標

麻機遊水地に昔から暮らしてきた多様な生きものたちが、遊水地で生息・生育できる環境を再生していくことを目指す

麻機遊水地は静岡扇状地平野の北縁に位置し、標高わずか7m前後の低湿沖積地帯です。全国最大級のミズアオイの自生地として、また、タコノアシなどの絶滅危惧種が多いことから、「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」に選定されています。しかし、現在は植生遷移や外来種の移入・異常繁殖により在来種や絶滅危惧種などの生息・生育環境は失われ、また、雑排水の流入による水質悪化などに起因して、生態系のバランスが崩れ始めています。

麻機遊水地保全活用推進協議会では、「生命にぎわう わ(環・和・輪)の湿地麻機」を目指し、麻機の風土に刻まれた人と自然との関係を手がかりに、自然再生に取り組んでいます。

自然再生活動を地域の福祉活動と連携

協議会の中のベーテル麻機部会では、この麻機の地域資源を活用、活かしていくために、遊水地や流通センターなどの周辺施設を地域交流拠点とし、障がい者や高齢者、地域、企業とも連携し、ドイツベーテルのように誰もが生きがいや誇りをもって暮らせる共生社会の実現をこの麻機で実現するための活動に取り組んでいます。



阿蘇草原再生協議会の取組



再生 目標

草原の恵みを持続的に活かせる仕組みを現代に合わせて創り出し、かけがえのない阿蘇の草原を未来に引き継ぐことを目指す。

地域内外から集う多様な構成員

阿蘇の草原（野草地）は周囲100kmにも及ぶ世界最大級のカルデラ地形の内外に広がっており、野焼き、採草、放牧という地域の生業とともに維持されてきたものです。雄大な景観とともに、多様な動植物が生息・生育する豊かな草原環境が守られてきました。

しかし社会経済状況等の変化から、人の手によって維持してきた野草地が減少しています。それに対し現在では、地域内外の様々な団体や個人、学識研究者、行政・関係機関が草原の保全に関連する取り組みを開始しており、平成17年に環境省九州地方環境事務所が事務局として、「阿蘇草原再生協議会」が設立されました。

協議会設立されてから、野焼き・輪地切り支援ボランティア活動や、募金活動、草原環境学習の推進など、多様な実施主体による様々な活動が実施されています。

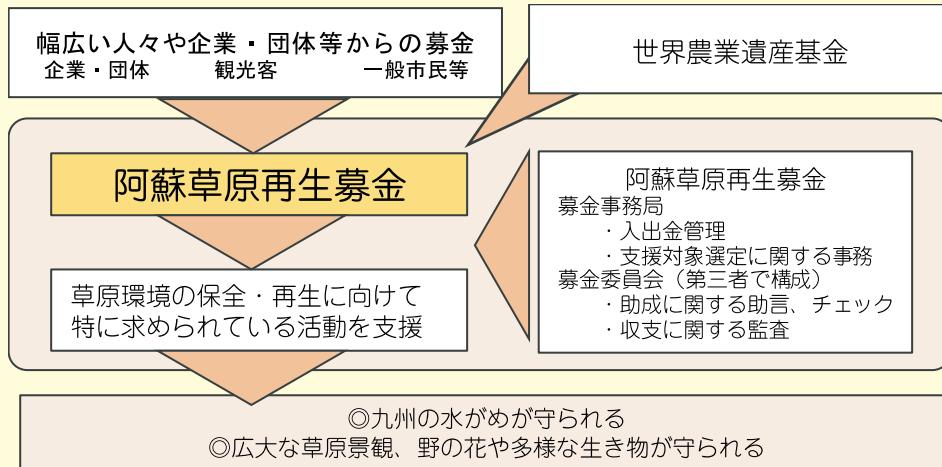
「草原再生」という 本地域の第一目的を担う協議会

平成25年、熊本県と阿蘇地域市町村のそれぞれから、草原再生に関する計画が策定されました。また、同年に阿蘇地域が世界農業遺産に認定されるなど、目的と同じ方向に持つ各主体の取り組みが活発化してきています。その中で、阿蘇草原再生協議会は法律に基づく協議会ということで、地域の様々な活動を行う団体との情報共有、連携調整、活動の振り返りなど、地域の中心的な役割を担っています。

募金による活動の推進

阿蘇草原再生協議会の下部組織には、募金事務局があるほか、募金の使途や支援内容について意見する第三者委員会である募金委員会もあり、阿蘇の活動原資は、実に多様です。

地元の銀行では、地元産業を守りたいという意志から、世界農業遺産基金を設立しており、そこからの協力金があります。また、九州一円の企業、自治体などが参加する阿蘇草原再生千年委員会があります。



阿蘇の草原の維持には、野焼き・輪地切り、干し草刈り、草小積み(干し草を束にして積み上げたもの)などは、草を資源として飼料や肥料として使うために生まれた地域の文化です。この草原では、伝統的に「あか牛」と呼ばれる阿蘇地域で多くみられる牛が飼養されていました。ところが、その飼養頭数は様々な社会的変化の影響を受けて、減少の一途をたどりました。そこで、草原再生や維持のために、2011年から畜産農家の方々に繁殖用あか牛(母牛)を導入してもらうための助成を始めました。

募金による成果を数値化し、支援先に公表

①放牧・採草利用への貢献

平成30 年度の活動結果報告による採草利用面積は174.5ha。阿蘇地域世界農業遺産推進協会と草原再生オペレーター組合の連携による採草活動の面積が拡大しており、大きく貢献しています。

②維持管理面での貢献

平成30 年度は、新たに構成員として2牧野組合が加入しました。これにより、協議会構成員の牧野組合により守られている草原面積は16,389ha で、阿蘇都市内の牧野総面積21,797ha の75.2%に達します。また、野焼き面積は12,138ha で、阿蘇都市内全体の野焼き面積16,192ha の75.0%に当たります。

③支援ボランティア等の活躍

ボランティア参加数は、平成29年度の2,617 人から増加し、延べ2,834 人のボランティアが野焼き・輪地切り等の維持管理作業で活躍しました。このうち阿蘇グリーンストックによるボランティア派遣人数は延べ2,764 人です。

釧路湿原自然再生協議会の取組



再生目標

1980年以前(ラムサール条約登録前)の湿原環境を取り戻すことを目指す。

国内最大の湿原再生

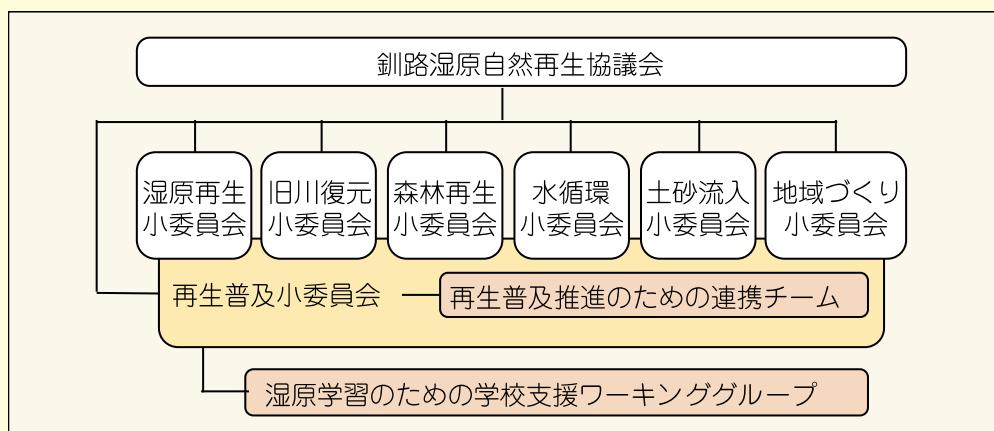
釧路湿原は、約25,800haに及ぶ我が国最大の湿原であり、広大な集水域を有しており、釧路湿原特有のタンチョウ、キタサンショウウオ、イトウ、カブスゲ群落(ヤチボウズ)などを含む多様で貴重な野生動植物が生息・生育しているほか、保水・浄化機能や遊水池としての洪水調節機能、景観資源・観光資源としての機能等を有しています。



しかし、経済活動の拡大に伴い、湿原面積が著しく減少するとともに流域からの土砂や栄養分の流入によって、湿原生態系の変容が進んでいます。そこで地元住民、NPO、専門家、地方公共団体、国など多様な主体の参画により、湿原の再生に向けた取組が進められています。

様々なテーマについては、小委員会で議論

構成員が100名を超える協議会が広範なテーマを抱えた釧路湿原の自然再生についての個別案件を一つひとつ議論することは現実的ではありません。このため、湿原再生、旧川復元、土砂流入、森林再生、水循環、再生普及の各テーマ毎に小委員会が設置され、具体的な検討が行われることになりました。河川環境保全検討委員会で行われていた旧川復元や土砂流入対策などについての検討は、協議会の小委員会で継続して行われることになりました。全体構想作成WGが作成した全体構想案についても、協議会全体会合で決定される前にすべての小委員会で議論されています。



釧路湿原自然再生普及行動計画を作成、環境教育と市民参加を推進

協議会の特徴のひとつに、協議会自ら、「釧路湿原自然再生普及行動計画」を作成したことがあげられます。全体構想を作成し、実施計画を検討するだけではなく、釧路湿原の自然再生にかかる環境教育と市民参加を一層推進するために協議会が行動計画を作成したのです。再生普及小委員会内に設置されたワーキンググループが、協議会発足以前にまとめられていた「市民参加・環境教育等の推進に関する10の提言」を基に原案を作成し、小委員会の検討を経て2005年6月に協議会で行動計画が承認されました。

この行動計画は「できるひと」が「できること」からはじめることにより実施されるものです。また、行動計画は、釧路湿原自然再生事業を進める際に環境教育と市民参加を盛り込むための指針にもなっています。



自然再生協議会の全国会議で学ぶ

先進地事例と悩みを解決

「自然再生協議会全国会議」は、全国の法定協議会及び法定協議会化を目指している活動団体を対象に意見交換や情報交換を目的として実施するものです。

毎年、全国どこかの法定協議会の活動地域で開催され、モニタリングなどの視察、ワークショップを通じて、活動資金や人材確保など様々な悩みを共有したり、新たなアイデアを得ることができます。



行政と連携するメリットなどの事例も



最近開催された全国協議会では、「法定協議会を立ち上げることは手間がかかり、難しいと考えがちだが、行政に地域との連携を手伝ってもらって協議会を発足できた例がある」、「継続的な行政の関与が担保されるメリット」などの報告がありました。

ワークショップで課題解決を学ぶ

先進地の視察や講演などを終えた後、全国の協議会が抱える共通の課題をテーマにワークショップで意見交換を行います。

ワークショップでは、「法定協議会となることで、様々な団体、他の協議会と連携する機会が得られた」などの事例があげられ、「専門家を交えて科学的知見に基づいた活動を持続することが重要である」といった議論が行われました。



自然再生協議会の 魅力って何ですか？

～自然再生に関わるメンバーで座談会を行いました～

- ・(中海自然再生協議会) 小倉 加代子 氏 認定NPO法人 自然再生センター 専務理事・事務局長
- ・(八幡湿原自然再生協議会)白川 勝信 氏 高原の自然館 主任学芸員
- ・(阿蘇草原再生協議会) 高橋 佳孝 氏 全国草原再生ネットワーク会長



自然再生は、地域再生

「包括的地域再生」が一つのキーワード。目の前の生物、生態系を再生するだけではなく、それを利用し保全する社会構造や人の意識を再生していくことが自然再生にとって必要である。自然再生推進法のしくみにより、環境や農業、教育分野など多様な主体が縦割りを超えて連携するきっかけをつくることができる。



思いがけない発見がある会議



協議会のメリットは会議で意見しやすいこと。土地所有者や取り組みの担い手にも発言して貰うことで、主体性のある意見となり、実行性が伴ってきます。

協議会で顔を合わせることで、同じ目標に向かっている一体感を得られるし、違う分野の構成員から思いがけない意見が出されることがあります。

自然再生推進法というフレームワーク

自然再生推進法に基づく自然再生は、初めに手間がかかる部分はあるが、事務局がやるべきことが決まっているため効率的である。法という骨組み(フレームワーク)に沿って、どのように自然再生を行うかを考えいくと、自然にやるべきことが分かってきます。

また、フレームがあることで、異動を伴う組織にとっても引き継ぎがしやすく、活動の継続にも繋がっていきます。



全国にひろがる自然再生の環

現在(令和2年3月)、全国で26の自然再生協議会(法定協議会)が設立されています。ほかに、国や各地方公共団体でも自然再生について取り組まれています。この自然再生の活動を広め、全国の自然再生の環を拡げていきましょう。

- ①荒川太郎右衛門地区自然再生協議会
- ②釧路湿原自然再生協議会
- ③麻機遊水地保全活用推進協議会
- ④多摩川源流自然再生協議会
- ⑤神於山保全活用推進協議会
- ⑥樺原湿原地区自然再生協議会
- ⑦樺野川河口域・干潟自然再生協議会
- ⑧霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会
- ⑨くぬぎ山地区自然再生協議会
- ⑩八幡湿原自然再生協議会
- ⑪上サロベツ自然再生協議会
- ⑫野川第一・第二調節池地区自然再生協議会
- ⑬蒲生干潟自然再生協議会



自然再生推進法Q&A

Q. 合意形成はどこまでの範囲が必要ですか？

A.協議会メンバーの合意が必要です。なお、協議会には行政機関、地方公共団体の参加が必須であり、地域住民、NPO等の団体、専門的知識を有する者、土地所有者等地域の多様な主体の参画が望まれます。また、協議会は公平な参加の機会を確保する必要があります。

Q. 再生目標はどのように定めればよいでしょうか？

A.科学的調査に基づき、対象となる区域を明確にした上で目標を設定する必要があります。地域の博物館や大学などの研究機関に一度、相談してみてください。

Q. 協議会の発意者はどのような団体がよいのでしょうか？ 任意団体でも可能ですか？

A.自然再生に取り組む意欲がある団体であればどのような団体でも可能です。なお、事務局は協議会の合意のもと選任される必要があります。

Q. 予算が無くても設立できますか？

A.協議会の立ち上げや科学的調査、計画の策定等の労力が必要になりますが、特段、設立にかかる費用はございません。

Q. 協議会設立にはどのような書類が必要ですか？ またその様式はどこにありますか？

A.参考となる資料等がありますので、環境省 自然環境局 自然環境計画課 「自然再生担当」までお問い合わせください。

Q. 地域の自治体は協力してくれますか？

A.国及び地方公共団体は、地域住民、特定非営利活動法人その他の民間の団体等が実施する自然再生事業について、必要な協力をするよう努めなければならない。とされています。

問い合わせ先

自然再生推進法は、環境省、農林水産省、国土交通省の3省が共同で担当しています。

ご質問・ご意見等がございましたら、下記の窓口あるいはお近くの3省の関係機関（自然環境事務所、地方農政局、森林管理局、地方整備局等）にお問い合わせください。

環境省

自然環境局
自然環境計画課

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2
TEL:03-5521-8275 FAX :03-3591-3228

農林水産省
大臣官房政策課
環境政策室

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
TEL:03-6744-2017 FAX :03-3591-6640

国土交通省
総合政策局
環境政策課

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
TEL:03-5253-8262 FAX :03-5253-1550

地域の関係機関

環境省ウェブサイト「相談窓口」

<https://www.env.go.jp/nature/saisei/contact/>



自然再生に関する
メールでのお問合せ

自然再生専用メールアドレスへ

shizen-saisei@env.go.jp



自然再生について、さらに詳しく知りたい方は次のウェブサイトへ

自然再生推進制度について、
さらに詳しく知りたい

環境省ウェブサイト「自然再生」へ

<https://www.env.go.jp/nature/saisei/>



自然再生協議会を設立したい

自然再生協議会設立の手引きへ

https://www.env.go.jp/nature/saisei/tebiki_k/



身近な自然再生協議会の
取組を探したい

「自然再生協議会」のウェブサイトへ

<https://www.env.go.jp/nature/saisei/kyougi/>





発行 令和2年3月
環境省 自然環境局 自然環境計画課
〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2
TEL:03-3581-3351(代表)

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

